

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市がグリーンピアせとうちの施設のリニューアル工事を行うべき義務を負っているにもかかわらず、これを履行しようとしなないなどとして、指定管理者負担金相当額等の支払を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成29年（ワ）第16号金銭支払等請求事件

2 提訴年月日

平成29年1月31日（訴状受理年月日 同年2月22日）

3 原告

呉市安浦町三津口字高須326番地の19
株式会社ゆうとぴあセトウチ
代表取締役 伊藤 健士

4 訴額

5億795万7,500円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

被告は、原告が被告に対して支払った指定管理者負担金の範囲内でグリーンピアせとうちのリニューアル工事を行うべき義務を負っている。当該工事の内容は被告に選択権があるが、被告は何らリニューアル工事をしようとしなないため、どのような工事を実施するのかの選択権は原告に移転した。よって、被告は、原告に対し、当該負担金相当額を支払うべき義務を負う。

また、被告がリニューアル工事を行うべき義務を怠った結果、原告は支出する必要のなかった修繕費の支出を余儀なくされた。

以上のことから、原告は、被告に対し、指定管理者負担金相当額である3億3,600万円及び被告が支出を余儀なくされた修繕費相当額である3億4,391万5,000円の内金1億7,195万7,500円の合計5億795万7,500円の金員の支払及び当該遅延損害金の支払を求め提訴したものです。